

平成 22 年 5 月 18 日現在

研究種目：若手研究（B）
 研究期間：2008～2009
 課題番号：20730012
 研究課題名（和文）「行政法学における民主主義原理の位置づけ—住民自治の観点から—」

研究課題名（英文） Defining Democracy in Local Autonomy Law

研究代表者

飯島 淳子 (IIJIMA JUNKO)
 東北大学・大学院法学研究科・准教授
 研究者番号：00372285

研究成果の概要（和文）：本研究は、フランスを比較対象国としつつ、自由主義原理により規定されてきた行政法学における民主主義原理の位置づけを追究するべく、地方分権・地方自治の側面と契約化の側面からのアプローチを行った。

一方で、フランスの地方分権改革につき、これを、個人から地域へという視点の移動による“現代化”の動きとして分析すると同時に、法意識レベルにまで完全に定着した近代法原理との間で見られるアンビヴァレンスを浮き彫りにした。他方で、確固たる行政契約法理を踏まえた上で、公法人・私人間のみならず、公法人相互間、公法人内部においても、著しい発展を見せている契約手法につき、日独とは異なる法構造をもつフランス法の分析を通じて、一つの相対的視座を提供した。

研究成果の概要（英文）：The subjects of this study are the decentralization and the contractualization in Japan and France. The decentralization in progress could be contradictory to the concept of modernity, with a further system of direct participation and cooperation in politics. The contractualization in France is important with possibilities of changing the relations between the nation and the individuals, the national and local governments, and within the governments. These phenomena are crucial for establishing a new structure.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2009年度	1,200,000	360,000	1,560,000
年度			
年度			
年度			
総計	2,200,000	660,000	2,860,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・公法学

キーワード：地方分権・地方自治、契約化、フランス法

1. 研究開始当初の背景

ドイツ法の強い影響の下に形成され、自由

主義原理を基軸とする日本の行政法学は、とりわけ 1990 年代以来の行政改革を通じて、

急激に民主主義原理を導入しつつあり、公私の峻別の揺らぎを論点化するに至っている。ここでは、伝統的に、公権力に服する客体でしかなかった私人が、能動的に公に関わり、公的領域において一定の役割を果たすべきことが期待されている。この問題局面は、しばしば、私人の参加・協働という言葉で捉えられ語られる。公私協働論については、ドイツの議論を参照した優れた先行業績が存在するが、その法的意味はいまだ必ずしも十分に明らかではない。本研究は、この問題に、住民自治の側面から迫ろうとするものである。それは、地方自治の場面においてこそ、この問題が、住民の“公的”性格ゆえに理論的にも実践的にも鮮明な形で現われ、かつ、国家行政のみを念頭においた伝統的行政法の構造変化という、より大きな文脈に位置づけを得ることができると考えられるからである。

本研究は、以上のような我が国の研究動向を踏まえ、比較対象国としてフランスを選択する。フランス法は、近代法の母国であるがゆえに、近代法原理の意義と限界についてきわめて自覚的であると同時に、日本法とは根本的に異なる法構造をもつがゆえに、有効な相対的視座を提供してくれる。フランスにおいては、国レベルの民主主義は法文化ないし法意識としても完全に定着しているが、地方レベルの民主主義 (*démocratie locale*) については、近年になってようやく、本格的な法制度の整備がはじまったにすぎない。フランス法は、伝統的に地方分権 (*décentralisation*) すなわち国地方関係を主たる対象としてきたが、地方公共団体と住民との関係に関わるこの地域民主主義の概念が、地方自治の存在意義ないし価値に対し、いかなる変化をもたらさうのかが、問題とされる。また、公私協働に関しても、歴史的

に形成された諸制度に加え、近時、グローバル化の流れのなかで、フランス版 P F I が制度化されたが、これが、公役務の国家独占という根本テーゼの漸次的解体に対し、いかなるインパクトを与えうるのかが、問題とされる。

2. 研究の目的

行政法学は、それが準拠してきた近代法原理の限界、とりわけ公私の峻別の揺らぎに直面し、理論の抜本的再構築の必要に迫られている。本研究は、行政法学の主たる対象とされるべき地方自治の観点から、伝統的に自由主義原理により強く規定されてきた行政法学における民主主義原理の位置づけを探究することによって、行政法理論再構築の手がかりを得ようとするものである。ヨーロッパ法の文脈のなかに位置づけられたフランス法を対象とし、地方分権・地方自治の側面、および、公私協働の側面——なかでも、契約という手法に着目する——という二つの側面について、実証研究をも踏まえた理論研究によって、法制度およびその運用の基底にある法理念・法原理を探ることが、本研究の目的である。

3. 研究の方法

本研究では、理論研究を軸にしつつ実証研究をリンクさせながら、研究を深める。

まず、理論研究として、フランスにおける地域民主主義にかかる法制度のありようを学説・判例の検討を通して把握し、その基底にある法理念ないし法原理を推察する。

具体的には、本主題を次の三つの課題に分節化し、相互に関連させつつ総合的に検討を行うことにした。

第一は、地域民主主義として論じられてい

る事柄につき、より広く、関連する諸制度をも視野に入れながら、それぞれの制度の法的意味ないし射程と同時に、総体としての地域民主主義の意義を明らかにすることである。ここでは、まず、2003年憲法改正により導入された決定型住民投票制度が、代表民主制との関係において、いかにして整合的に理解されているかが、問題とされる。また、一種の地域自治組織に相当する近隣民主主義 (*démocratie de proximité*) 制度、および、フランスに特徴的なコミューンにおける連帯 (*solidarité*) の観念も、検討の対象となる。

第二は、いわゆる公私協働論の検討である。2003年7月2日法律および2004年6月17日オルドナンスにより、フランス版PFIとも言うべき公私協働契約 (*contrat de partenariat public-privé*) が導入されたが、そこにおける私人の位置づけないし公私関係は、日本のそれとはかなり異なるように見える。この制度の基底にある法理念ないし法原理を追究することは、フランス法の公私観念の解明につながりうるものであろう。ここにはまた、効率性の概念や契約化の意味といった、まさに現代的な課題が数多く潜んでいる。

第三は、ヨーロッパ法の文脈のなかでのフランス地方自治の考察である。ヨーロッパ地方自治憲章自体の検討、とりわけ、ヨーロッパの長い歴史の上に形成された補完性原理の精確な把握を試みるとともに、ヨーロッパ法とフランス法との比較対照、とりわけ、現在ヨーロッパレベルで用いられている地方自治 (*autonomie locale*) 概念と、フランス法に伝統的な地方分権 (*décentralisation*) 概念との異同の分析を行う。

以上のような理論研究を深化させるために、実証研究を行う。フランスの研究者およ

び実務家 (行政官・裁判官) へのインタビュー・ヒアリングを行って、意見交換・議論をすることを通して法制度の実際の運用を明らかにし、これを理論研究にフィードバックさせる。

4. 研究成果

本研究は、フランスを比較対象国として選択しつつ、行政法学の主たる対象とされるべき地方自治の観点から、伝統的に自由主義原理により強く規定されてきた行政法学における民主主義原理の位置づけを追究するべく、地方分権・地方自治の側面および契約化の側面という、二つの側面からのアプローチを行った。

一方で、フランスの伝統的な地方分権理論は、国家・個人を軸とする基本的に近代法的なモデルであったが、近時の地方分権改革は、住民投票制度をはじめとする地域民主主義制度を導入し、伝統的な個人像の刷新を図ろうとしている。この改革を、個人から地域へと基本的視点を移動させることによる“現代化”への動きとして分析すると同時に、法文化・法意識レベルにまで完全に定着した近代法原理との間で見られるアンビヴァレンスを浮き彫りにし、これらの作業を介して、国民・国レベルの民主主義とは異なる、住民・地域を基礎とした民主主義の可能性とその意義を模索した。とりわけ、地域民主主義を一要素とする参加民主主義の概念は、フランスにおいてもポレミックとなっており、また、日本法のそれとは異なる面をも持つことから、その分析はきわめて高い重要性を有している。

他方で、契約化現象への着目という切り口から、民主主義原理のありように迫ることを試みた。行政行為論に圧倒的比重を置き、行政契約論を必ずしも十分に発達させてこな

かった日本法とは異なり、フランスにおいては、確固とした行政契約法理を踏まえた上で、1970年代以降、公法人・私人間のみならず、公法人相互間、公法人内部においても、行政活動全般にわたり、契約手法が著しい発展を見せている。この契約化は、形式的には、複数化した主体間の交渉・調整のための手段として、実質的には、効率化（効率化には、市場化と近接化の二要素がありうる）という価値を実現する手段として、原理的には、国家および国家以外の主体の正統性を新たに根拠づける手段として、様々な次元における国家の再定位の試みを意味するものであると考えられる。行政法学にとどまらず、民法学・行政学等をも通じて、もっともアクチュアルなテーマの一つとなっている契約化に関し、既に学問的蓄積のあるドイツ法ではなく、日独とは異なる法構造をもつフランス法の分析を行い、アクチュアルであるが故の曖昧さに対して、一つの相対的視座を提供することができた。

地方分権改革は、さらに新たな局面を迎えており、地方公共「団体」の自治の拡充は、その“国家化”のおそれを孕むものであると同時に、「住民」自治のありようを様々なヴェクトルに展開させるものでもある。契約化は、地方分権と対をなすものであると同時に、公と私の関係をも根本的に変える可能性を秘めるものでもある。地方分権・地方自治と契約化という、この密接に関連し合う、まさしく“現代的”な動きを見据え、伝統的な理論体系との接合およびその組み直しをさらに模索していきたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計2件)

- 1 飯島淳子「契約化の公法学的考察 (一)」

法學 73 卷 6 号 (2010 年) 1 頁～28 頁、
査読無し

- 2 飯島淳子「地方分権・地方自治の法構造」
法學 73 卷 1 号 (2009 年) 1 頁～33 頁、
査読無し

[学会発表] (計1件)

- 1 飯島淳子「私的主体による公共的活動」
日仏法学会、2009年2月14日、東京大学法学部

6. 研究組織

(1) 研究代表者

飯島 淳子 (IIJIMA JUNKO)
東北大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号：00372285

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし